

指導技術者と主任（監理）技術者・現場代理人との兼務に関する 取扱いについて

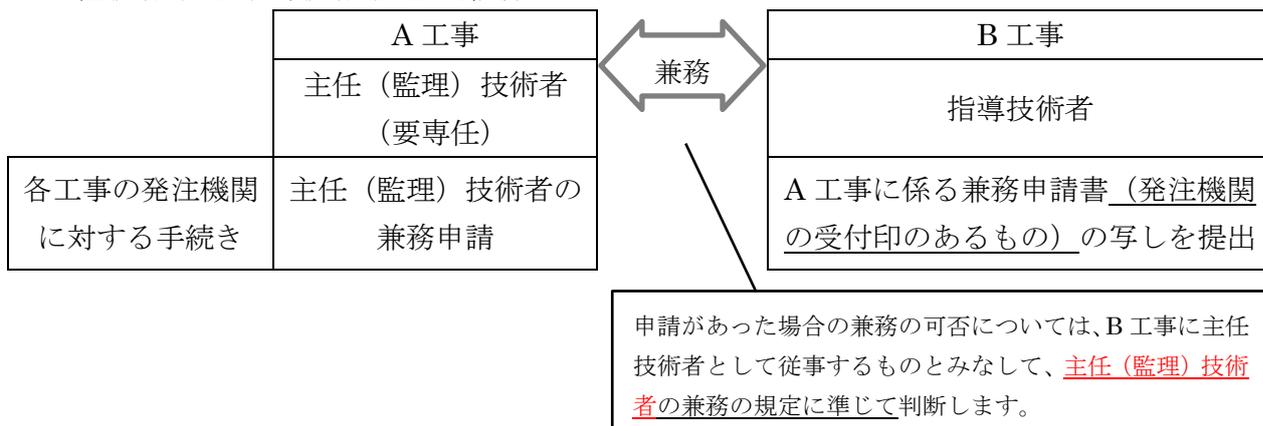
石川県では、総合評価方式における若手技術者育成方式を試行しており、同方式により配置を求める指導技術者に関して、一定の要件を満たす場合には、他工事における主任（監理）技術者又は現場代理人との兼務を認める取扱いとしております。

1 A 工事の主任（監理）技術者（要専任）又は現場代理人と B 工事の指導技術者との兼務について

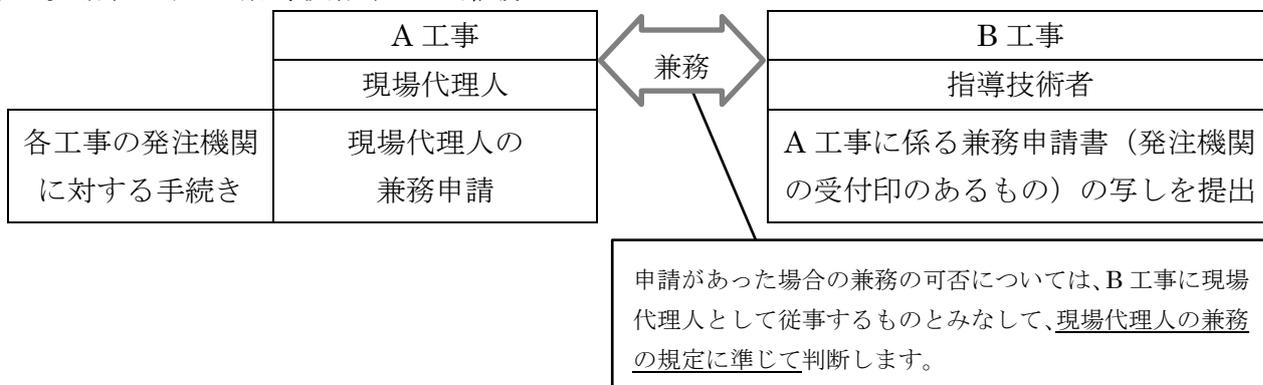
A 工事の発注機関から兼務に関する承認を得る必要があります。

B 工事の発注機関から承認を得る必要はありませんが、A 工事に係る兼務申請書（A 工事の発注者の受付印のあるもの）の写しを B 工事の発注機関に提出してください。

① 主任技術者と指導技術者との兼務



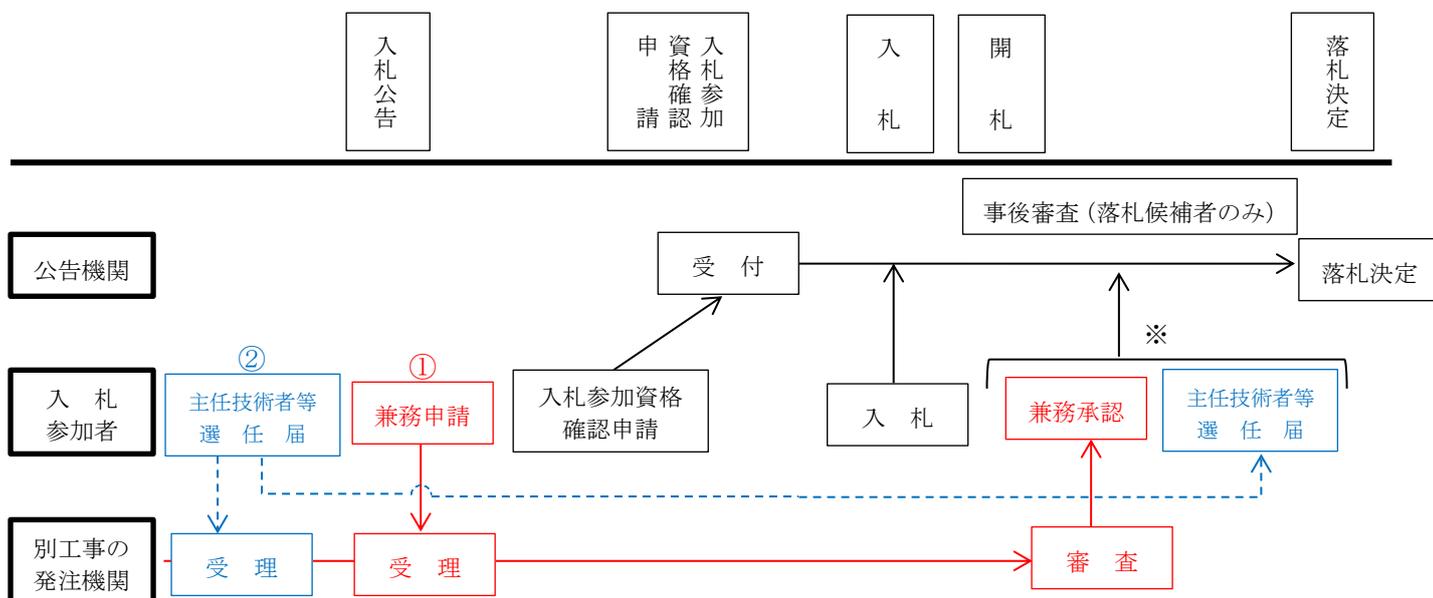
② 現場代理人と指導技術者との兼務



※ A 工事の主任（監理）技術者と現場代理人の双方に従事している場合の B 工事の指導技術者との兼務については、主任技術者の規定に準じて兼務が可能と認められる場合は、現場代理人の規定を満たす必要はないものとします。

2 若手技術者育成方式を実施する一般競争入札において、別工事の主任（監理）技術者、現場代理人又は指導技術者に従事する者を配置予定の指導技術者とする場合について

<一般競争入札における申請手続きの流れ>



(留意事項)

※ 以下の場合に応じ、必要書類をそれぞれ提出してください。

必要書類の提出がない場合は、当該指導技術者の実績に基づく技術評価点の加点は認められません。（この場合でも、公告記載の入札参加資格の条件を満たしている限り、入札自体は有効です。）

- ① 既に別工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に従事している場合
→ 別工事の発注機関に対して事前に兼務の申請を行い、同機関の受付印のある兼務申請書の写しを提出してください。
- ② 既に別工事の指導技術者に従事している場合
→ 別工事の発注機関に提出した、「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任（変更）届」（当該指導技術者について届け出たもの。）の写しを提出してください。

②の場合において、工事を落札し、指導技術者を配置したときは、落札した工事に係る選任届の写しを別工事の発注機関に提出してください。